

第144号議案 長崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の理由	1～3
2 改正の主な内容	3～5
3 施行期日	5
4 経過措置	5

まちづくり部

平成30年11月

1 改正の理由

(1) 屋外広告物を取り巻く状況の変化

近年の異常気象による屋外広告物への影響や設置後 20 年を超える老朽化した屋外広告物の増加など、屋外広告物を取り巻く状況が厳しさを増している。

このため、今後、屋外広告物の落下や破損の増加が予想され、それに伴う人身事故の危険性の拡大が懸念される。

ア 台風の増加・大型化による影響

台風の発生件数は、平成 26 年～29 年までが 18～21 件だったのに対して、平成 30 年は 25 件と大幅に増加している。また、上陸数は 4～6 件で推移しているものの、上陸時の平均中心気圧、平均最大風速は勢力が強まっている。

台風の発生件数、中心気圧、最大風速 (気象庁ホームページより)

年	発生件数 (9 月末)	上陸数 (9 月末)	上陸時	
			平均中心気圧 (hPa)	平均最大風速 (m/秒)
平成 26 年	18	4	970	32.5
平成 27 年	21	4	977	29.5
平成 28 年	18	6	979	29.3
平成 29 年	19	4	971	32.5
平成 30 年	25	5	967	37.0

イ 市内の老朽化した屋外広告物の増加

屋外広告物のうち、バブル景気時に設置されたものは、設置後 20 年を超えて老朽化が進んでおり、全体の 1 割を超えている。

市内の屋外広告物の設置経過による件数

設置経過年数	件数	比率(%)
20 年以上経過	201	11.7
15 年～20 年経過	206	12.0
10 年～15 年経過	339	19.7
10 年未満	971	56.6
合計	1,717	100.0

※許可申請は広告物で行うため、掲出物件(広告表示枠)の経過年数は不明

ウ 市内の屋外広告物の落下、破損の件数の増加

屋外広告物の落下、破損の通報件数は、平成 26 年～29 年までが年間 0～2 件だったのに対して、平成 30 年は 16 件と大幅に増加している。

市内の屋外広告物の落下、破損の通報件数

年	落下	破損	計
平成 26 年	2	0	2
平成 27 年	0	0	0
平成 28 年	2	0	2
平成 29 年	0	0	0
平成 30 年(9 月末時点)	11	5	16

※許可申請が不要な自家用広告物も含む。

※平成 26 年～平成 28 年は、市に通報があったもの。

※平成 29 年～平成 30 年は 警察及び市に通報があったもの。

エ 全国的な屋外広告物による人身事故の増加

人身事故の発生件数は、平成 19 年から平成 27 年まで年間 0~2 件程度だったのに対して、平成 28 年以降は、年間 4~5 件に大幅に増加している。

全国の屋外広告物による人身事故発生件数

発生年	年件数	発生場所	広告の種類	人身被害状況
H19	1 件	東京都新宿区	壁面広告	重傷
H22	1 件	福岡県福岡市	広告板	軽傷
H23	1 件	東京都江東区	屋上広告	軽傷
H24	0 件			
H25	2 件	東京都北区	壁面広告	重傷
		東京都新宿区	屋上広告	軽傷
H26	0 件			
H27	1 件	北海道札幌市	突出広告	重体
H28	5 件	広島県甘日市市	壁面広告	軽傷
		長崎県西彼杵郡時津町	突出広告	軽傷
		愛媛県新居浜市	壁面広告	軽傷
		東京都葛飾区	壁面広告	軽傷
		長崎県長崎市滑石	屋上広告	重傷
H29	4 件	北海道函館市	壁面広告	軽傷
		愛知県常滑市	広告板	軽傷
		北海道札幌市	壁面広告	軽傷
		山口県岩国市	広告板	軽傷

落下事故発生状況

	札幌市（平成 27 年）	長崎市滑石（平成 28 年）
事故概要	ビル壁面に取付けられていた突出広告が地上 15m の高さから落下し、歩道を通行していた歩行者の頭部に当り被災した	ビル屋上に設置されていた屋上広告の鉄製枠が地上 12m の高さから落下し、歩道を通行していた歩行者の頭部に当り被災した
落下広告	突出広告	屋上広告の鉄製枠
広告寸法	縦 30 cm × 横 150 cm × 奥行 30 cm	縦 10 cm × 横 300 cm × 奥行 5 cm
状況写真		

(2) 国の対応

国は、平成 27 年の札幌市における人身事故を受けて、管理義務対象者の見直しや点検義務の追加など、屋外広告物法の運用に関する技術的助言となる「屋外広告物条例ガイドライン(案)」の改正を行った。(平成 28 年 4 月 28 日改正)

(3) 長崎市の対応

近年の異常気象による広告物への影響や設置後 20 年を超える老朽化した広告物の増加などにより、今後、落下、破損に伴う人身事故の危険性が拡大することが予想される中、実効性のある点検を実施させ、適正に管理されず放置される屋外広告物をなくすため、新たに点検義務を追加するなどの条例の一部改正を行う。

2 改正の主な内容

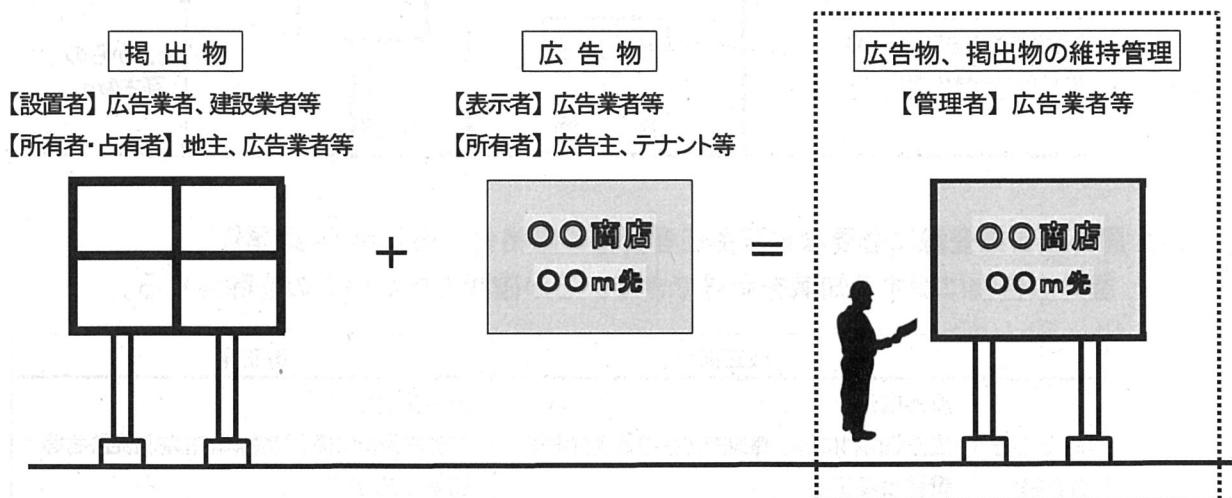
(1) 管理義務対象者の見直し (条例第 20 条関係)

所有者、占有者の管理責任を明確にするため、管理義務の対象者は、これまでの「表示者」、「設置者」、「管理者」に「所有者」、「占有者」を追加する。

	改正前	改正案
管理義務	表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、所有者、占有者

- ・所有者 … 広告物を所有する者、広告物を掲出するための枠、支柱等の物件（以下「掲出物」という）を所有する者
- ・占有者 … 所有者の承諾又は依頼に基づき、掲出物を使用する権利を有する者
- ・表示者 … 広告物を出す者
- ・設置者 … 掲出物を設置する者
- ・管理者 … 所有者又は占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理を行う者

【屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者の関係 (例)】



(2) 点検義務の追加 (条例第 20 条の 2 関係)

ア 点検義務の追加

全ての広告物等の所有者又は占有者に対して、点検義務を追加する。
点検は設置後 3 年以内ごと、ただし、許可等の更新申請時は申請前 3 月以内とする。

イ 安全点検報告書の提出義務の追加

許可等の更新申請時に、安全点検報告書の提出を義務付ける。

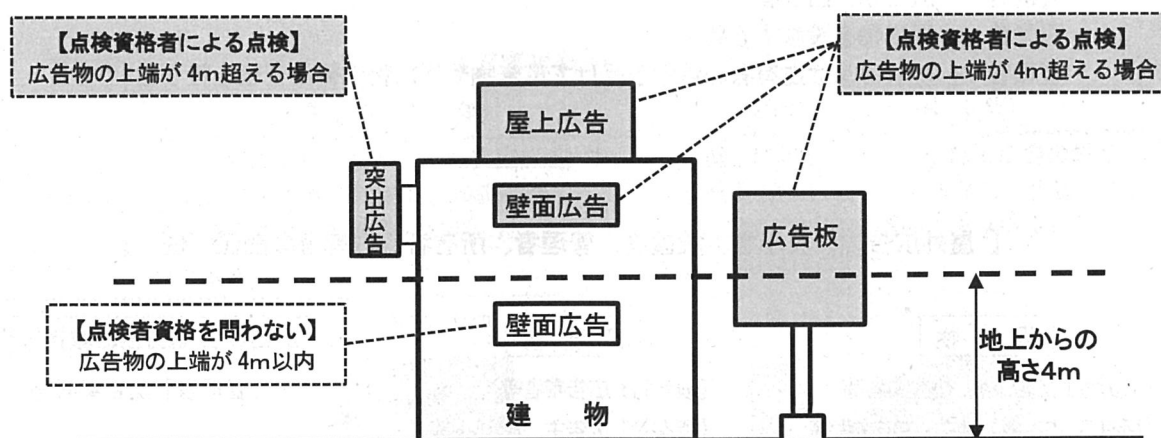
ウ 点検者の資格要件の追加

上端の地上からの高さが 4 m を超える危険性の高い広告物等の点検は資格要件を定める。

	改正前	改正案
点検義務	—	所有者、占有者
点検対象	—	全ての広告物 (簡易なものを除く)
点検報告書	—	許可等の更新時
点検時期	—	設置後 3 年以内ごと 許可等の更新時は、申請前 3 月以内
点検者資格 (地上からの高さが 4m 超)	—	屋外広告士 建築士 (1,2 級) 特定建築物調査員※1

※1：建築基準法による一定規模以上の特殊建築物等 (不特定多数の人が利用するホテル、映画館、百貨店、病院、福祉施設等) の定期報告を行うことができる資格者

【 点検資格者による点検が必要となる屋外広告物 (例) 】



(3) 屋外広告業登録に必要な業務主任者資格の厳格化 (条例第 44 条関係)

屋外広告物に関する知識を習得できているか確認できないものを除外する。

	改正前	改正案
業務主任者資格	屋外広告士 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 設置の責任者を 5 年以上経験した者	屋外広告士 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 設置の責任者を 5 年以上経験した者

(4) 大規模広告物^{※2}の管理者資格の厳格化（条例第 32 条関係）

屋外広告物に関する知識を習得できているか確認できないものを除外する。

※2：建築基準法による建築確認申請が必要な工作物（高さ4mを超える広告塔、広告板等）

	改正前	改正案
管 理 者 資 格	屋外広告士 建築士（1,2級、木造） 屋外広告業者（登録・届出） 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 電気工事士 電気主任技術者 帆布製品科に係る職業訓練指導員免許者等 設置の責任者を5年以上経験した者	屋外広告士 建築士（1,2級、木造） 特定建築物調査員 屋外広告業者（登録・届出） 広告美術科に係る職業訓練指導員免許者等 講習会修了者 電気工事士 電気主任技術者 帆布製品科に係る職業訓練指導員免許者等 設置の責任者を5年以上経験した者

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（公告 平成 30 年 12 月末）

4 経過措置

点検者資格の追加、業務主任者資格及び大規模広告物の管理者資格の厳格化に伴う経過措置を設定する。

	経過措置
点検者資格の追加	改正前の管理者資格を持つ者も点検者とみなす経過措置期間は、見直し後の最初の更新申請時までとする（最長3年間）
業務主任者資格の厳格化	除外された者も業務主任者とみなす経過措置期間を業の登録有効期間に合わせて5年間を設ける
大規模広告物の管理者資格の厳格化	除外された者も管理者とみなす経過措置期間を広告物の最長許可期間に合わせて3年間を設ける